

各戸検針及び各戸徴収サービス

建物の所有者等との各戸検針及び各戸徴収に関する契約に基づき、子メーターを2ヶ月ごとに検針し、水道料金及び下水道使用料を計算・徴収するサービスです。

対象となる建物

アパート・マンション等の共同住宅(2世帯住宅を含む)

店舗等と併用の場合は、住居部分が6割以上の建物が対象となります

商業テナントビル等は対象になりません

※ 新築のほか、既設の共同住宅であっても次の要件に合うように設備を改善された場合は、対象になります。

適用の要件

- 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収取扱要綱の要件を満たしていることが必要です。
 - ① 子メーターは、計量法で定められた使用期限まで、一定期間以上使用できるものであること。
 - ② 子メーターの設置位置は、検針に支障とならない場所であること。
 - ③ 共用施設(集会場・散水栓など)にも子メーターを設置すること。
- オートロック方式の建物では、子メーター検針や開閉栓等の業務をスムーズに行えるよう、事前に管理責任者と解錠方法等について取り決めさせていただきます。
- 遠隔集中検針盤の設置は、条件ではありませんが、上下水道局が高層建物等と判断した時には、遠隔集中検針盤の設置をお願いすることがあります。
- 建物の所有者等の方には、給水契約とは別に「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約」を結んでいただきます。契約の内容は事前にご確認ください。

お申込み

- 建物の所有者等又はその代理の方(委任状が必要です)から上下水道局料金お客さまセンターへ申し込んでいただきますが、正式な申請の前に、事前協議書を提出してください。様式は上下水道局のホームページから取り出せます。
- 上下水道局料金お客さまセンターの担当者(以下「担当者」という。)が給水台帳等を確認して、現地の調査をさせていただきます。

届出と使用者への説明

- 水道の使用を開始又は中止しようとする場合は、届出が必要です。使用開始の場合の届出は、管理責任者が行うこととなっております。開始の際は同意書を提出していただきます。ただし、各戸の入居者が納付の義務を負うことが入居契約等で明確な場合は、当該契約書等の添付をもって同意書の提出は不要とします。
- 新たな使用者が契約後に入居されることもありますので、所有者等は契約内容について各使用者の方々に十分説明してください。

お申込みから開始まで

事前協議

お申込み前に各戸検針及び各戸徴収サービスの取扱いが可能かどうか、上下水道局料金お客さまセンターへ事前協議書を提出していただきます。

現地調査 (申請書の交付)

担当者が子メーターの位置や型式及び有効期限等を現地立会いのもと確認をします。散水栓など共用部分への子メーター設置その他改善が必要な場合があります。改善には指定給水装置工事事業者を通じて別途届出が必要な場合があります。現地調査で適用と判断した時に、申請に必要な書類をお渡しします。

改善等の 確認

改善が完了したら、担当者が確認に伺います。

申請書の 受理

申請に必要な書類一式を提出していただきます。

- ① 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収適用申請書
- ② 使用者名簿及び量水器管理表
- ③ 各戸検針・徴収適用同意書（入居契約等に明確な記載がない場合必要です）
- ④ 管理責任者選定(変更)届け
- ⑤ オートロック解錠方法届（オートロックの場合必要です）
- ⑥ 委任状（代理の方が申請される場合必要です）

審 査

上下水道局で書類審査を行います。

決定通知

書類審査が完了したら、決定を通知し、契約関係書類一式をお渡しします。

契約の締結

「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収契約書」を提出してください。各使用者の口座振替の申込書を管理責任者が集めて上下水道局料金お客さまセンターにお届けください。

水栓番号 の設定

担当者が各戸にお伺いして、水栓番号のシールを貼ります。水栓番号は、各戸の水道料金等を特定する大切な番号です。

各戸検針 (初期値の確認)

親メーターの定例検針日に、子メーターの初期値確認に伺います。各戸の使用水量を計量する元となる数値の確認で、まだ各戸に請求は行いません。

各戸検針 開始

次回の定例検針日(2か月後)に各戸の使用水量を計量するための検針を行います。以後、2か月ごとに検針します。

各戸徴収 開始

検針の翌月に各戸に請求させていただきます。口座振替日は20日です。(再振替日はその翌月の4日です。)

各戸検針及び各戸徴収Q&A

Q 分譲マンションで、各戸の検針などは管理会社が行っていますが、各戸検針及び各戸徴収サービスを受けることはできますか。

A 建物が適用の要件を満たしていればお取り扱いできます。
お申込みは、管理組合又は代理人が行うこととなっていますので、まずは管理会社とよく相談してください。
ご不明な点は、上下水道局料金お客さまセンターにお問い合わせください。

Q なぜ、事務所や飲食の商業テナントビル等は対象とならないのですか。

A 生活用水への給水サービスの向上を図る制度のため、テナントビル等でのお取扱いはいたしません。
店舗等と併用の場合は、住居部分の床面積が建物全体の6割以上を占めている建物が対象となります。

Q 共同住宅の水道料金等算定の特例制度を受けたまま、各戸検針を受けることができますか。

A 各戸検針及び各戸徴収サービスは、各戸の使用量に応じた料金を請求する制度で、共同住宅の水道料金等算定の特例制度とは異なるため、重複の適用はできません。

Q 受水タンク以下で故障したら、どうしますか。

A 受水タンクや配管などの流末設備は、今までどおり所有者等に管理責任がありますので、所有者又は管理責任者にご連絡ください。

上下水道局のホームページ <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/111/>

問い合わせ先 高知市上下水道局料金お客さまセンター
電話番号 088-832-1132
FAX番号 088-805-1763